

**懲戒処分以外の処分の実施状況
(過去分)**

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
29. 4. 17	文書訓告	県立学校 校 長 (当 時)	平成28年7月、生徒1名に対して、個別指導を行う際に、肩を手で突き、腹部を足で押し蹴り、下腹部打撲傷等を負わせた教諭に対する監督責任。
29. 9. 15	文書訓告	教育機関 係長級職員	平成29年4月、自家用車で松山市内を走行中、原動機付自転車を追い抜こうとした際に接触し、転倒させた相手方に全治4週間の怪我を負わせた。
29. 9. 21	文書訓告	県立学校 校 長	平成29年7月、民家の敷地に侵入したことにより現行犯逮捕されたほか、同年8月に児童ポルノ禁止法違反で再逮捕された教諭に対する指導監督責任。 (教諭は、29. 9. 21 免職)
29. 9. 21	口頭訓告	県立学校 校 長	平成29年4月、速度違反自動取締装置により速度超過を記録されるとともに、事案の報告を遅延させたとして処分を受けた教諭に対する指導監督責任。 (教諭は、29. 9. 21 減給10分の1 2月)
29. 9. 21	口頭訓告	県立学校 校 長	平成29年7月、速度違反自動取締装置により速度超過を記録されたとして処分を受けた教諭に対する指導監督責任。 (教諭は、29. 9. 21 減給10分の1 1月)
30. 1. 12	口頭訓告	県立学校 教 諭	平成29年11月、学校の武道場で行われていた身だしなみ指導の際、指導に対して不適切な態度をとった生徒の右肩を、1回、拳で突いた。
30. 2. 9	口頭訓告	県立学校 校 長	平成29年12月、速度違反自動取締装置により速度超過を記録されたとして処分を受けた教諭に対する指導監督責任。 (教諭は、30. 2. 9 減給10分の1 1月)
30. 3. 14	文書訓告	県立学校 校 長	平成29年4月に起こした交通死亡事故により、同年11月に過失運転致死傷罪で起訴され、その後、失職した教頭に対する監督責任。 (教頭は、30. 2. 17に失職)
30. 3. 23	文書訓告	県立学校 校 長	平成29年7月にハガキをカラーコピーして郵便ポストに投函したことにより、同年12月に郵便法違反で起訴され、その後、失職した講師に対する監督責任。 (講師は、30. 3. 23に失職)
30. 3. 22	文書訓告	公立小学校 校 長	平成30年2月、西条市内のパチンコ店において、スロット台に抜き忘れられていたICチップ4, 000円分を無断で使用し、その後警察に微罪処分とされたとして処分を受けた教頭に対する監督責任。 (教頭は、30. 3. 22 停職 6月)

懲戒処分以外の処分の実施状況 (過去分)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
30. 3. 22	文書訓告	公立中学校 校 長	平成30年1月、無断で持ち出した、生徒の個人情報に記載されたファイル等を紛失したとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は、30. 3. 22 戒告)
30. 3. 22	文書訓告	公立中学校 教 諭	平成25年10月から自宅を離れ借家から通勤していたが、通勤及び住居の変更届を提出せず、平成25年11月から平成29年12月までの間、通勤手当及び住居手当を不適正に受給した。
30. 3. 22	嚴重注意	公立中学校 校 長	上記に対する監督責任。
	嚴重注意	公立中学校 校 長	
	嚴重注意	公立中学校 校 長	
30. 3. 28	嚴重注意	事務局 一般職員	職員から提出された扶養手当に係る書類等を紛失した上、その後の手続を行うことなく放置した職員の監督責任。
30. 10. 16	文書訓告	公立小学校 校 長	平成30年8月、接触事故を起こし傷害を負わせたにもかかわらず、十分な確認をせずその場を離れた後、酒気帯び運転で現行犯逮捕されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は、30. 10. 16 免職)
30. 10. 16	口頭訓告	公立中学校 校 長	平成30年5月、違法と認識しながら不動産会社の代表取締役役に就任するとともに、家賃収入がありながら兼業承認の手続きを怠り、また、住居手当を4ヶ月間不適正に受給したとして処分を受けた養護教諭に対する監督責任。 (養護教諭は、30. 10. 16 減給10分の1 3月)
30. 10. 16	文書訓告	県立学校 校 長	平成23年9月、部活動の生徒の頬を平手打ちし怪我を負わせるとともに、平成29年12月から翌年1月までの間、部活動の生徒10名に平手打ちをするなどの体罰を行ったとして処分を受けた実習助手に対する監督責任。 (実習助手は、30. 10. 16 減給10分の1 2月)
30. 10. 19	文書訓告	事務局 係長級職員	平成30年4月、通勤のため松山市内をバイクで通行中に車線変更しようとして、後方から直進してきたバイクを転倒させ、怪我(加療期間約8週間)を負わせた。
30. 11. 14	文書訓告	公立中学校 校 長	平成30年8月、未成年の女性に対して、18歳未満と知りながら、わいせつな行為を行ったとして処分を受けた事務職員に対する監督責任。 (事務職員は、30. 11. 14 免職)

**懲戒処分以外の処分の実施状況
(過去分)**

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
30.11.14	口頭訓告	県立学校 校 長	平成27年3月、宴会の途中で同僚教員に向かってグラスを投げ、同教員に加療期間約1週間の切創を負わせたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は30.11.14 減給10分の1 1月)
30.12.19	文書訓告	公立中学校 校 長	平成30年5月及び9月、18歳未満の女性に対して、わいせつな行為を行ったとして処分を受けた主幹教諭に対する監督責任。 (主幹教諭は、30.12.19 免職)
30.12.19	文書訓告	県立学校 教 諭	平成30年8月から11月、部活動の生徒15名に、胸ぐらをつかむ、胸を強く押す、腹部や足を蹴る、平手打ちをするなどの体罰を行った。
30.12.19	口頭訓告	県立学校 校 長	上記に対する監督責任。
30.12.19	口頭訓告	県立学校 校 長	平成30年11月、速度違反取締中の警察署員に、速度超過により検挙されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は30.12.19 減給10分の1 1月)

懲戒処分以外の処分実施状況

〔知事部局、公営企業管理局、教育委員会及び諸局〕

(平成30年10月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	H30.10.9	文書訓告 (重)	部長級職員 2名	障害者である職員の任免に関する状況の通報に当たり、職員から病気休暇等を取得する際に提出された診断書に基づき、当該職員を障がい者雇用の対象者として算入して国に通報するなど不適切な業務処理を行った。
2	H30.10.9	文書訓告 (重)	次長級職員 3名	同上
3	H30.10.9	文書訓告 (重)	課長級職員 2名	同上
4	H30.10.9	文書訓告	部長級職員 3名	同上
5	H30.10.9	文書訓告	次長級職員 4名	同上
6	H30.10.9	文書訓告	課長級職員 6名	同上
7	H30.10.9	文書訓告	主幹級職員 3名	同上
8	H30.10.9	口頭訓告	部長級職員 1名	同上
9	H30.10.9	口頭訓告	次長級職員 1名	同上
10	H30.10.9	口頭訓告	課長級職員 2名	同上
11	H30.10.9	口頭訓告	主幹級職員 10名	同上
12	H30.10.9	口頭訓告	係長級職員 及び一般職員 13名	同上
13	H30.10.9	口頭訓告	部長級職員 2名	上記に関し、管理監督責任
14	H30.10.9	口頭訓告	次長級職員 2名	同上

※被処分者の職位は、現在のもの

※被処分者の当時の所属は、総務部、公営企業管理局又は教育委員会事務局